

国民健康保険は、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしており、その運営は加入者の保険料で支えられています。

高齢化や医療技術の高度化により、医療費の増加傾向は続いており、市の国保財政は悪化している状況です。

皆さんに安心して医療を受けていただくためには、国保財政の健全化が必要です。そのために、適正受診や保健事業など医療費の抑制につながる取組みを進めながら、必要な保険料を確保していきます。

今年度は、医療給付費等の支出見込額をもとに必要な保険料を算定した結果、基金（貯金）の一部を取り崩して財源を確保することで保険料率を据え置くこととしました。しかしながら、基金での対応にも限界があることから、今後3年間で保険料率を適正な水準に見直すこととします。

1世帯あたりの保険料額

国保加入者の所得、加入者数に料率を掛け、平等割を加算することで、世帯の保険料額が決まります。

＜参考例＞

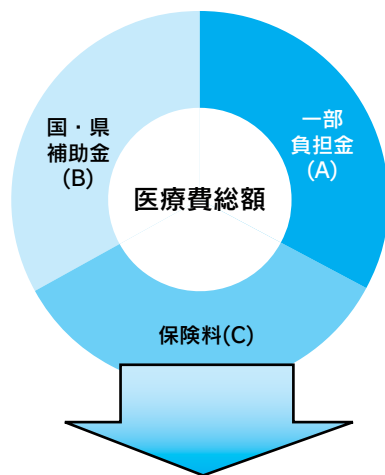
加入者が2人でその総所得の合計が130万円(市国保加入者の平均額)の世帯の場合、1年間の保険料は176,350円となります。
 ※上記保険料は、130万円から33万円(基礎控除)を控除した額で計算しています。なお、介護分は含んでいません。



保険料率の決め方

その年の医療費などの総額を推計し、そこから皆さんが病院などで支払う一部負担金(A)と国や県からの補助金(B)などを差し引いた分が保険料(C)の必要額になります。

必要な保険料を国保加入者に公平な負担割合で、所得割・均等割・平等割に振り分けて料率を決定します。



平成26年度保険料率	医療分※1	支援分※2	介護分※3
所得割額	7.00%	2.50%	1.90%
均等割額	22,100円	7,700円	8,800円
平等割額	18,500円	6,100円	5,000円
賦課限度額	510,000円	160,000円	140,000円

- ※1 医療分 … 医療給付費（医療に係る費用の7割相当分）に充てるためのもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
 ※2 支援分 … 後期高齢者（75歳以上の人）の医療費の一部を支援するもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
 ※3 介護分 … 介護保険に要する費用に充てるためのもので、40歳以上64歳までの人（介護保険の第2号被保険者）に負担していただきます。

●国民健康保険料を軽減します

一定の所得以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を軽減（7割・5割・2割）します。軽減は、前年の所得をもとに判定します。所得のない人も「所得ゼロ」の申告をお願いします。

●国民健康保険料の軽減を拡充します

5割軽減の拡大
 世帯の被保険者数に世帯主を含めることで、5割軽減の対象を拡大します。

2割軽減の拡大
 被保険者数に乘じる金額を35万円から45万円に引き上げること、2割軽減の対象が拡大します。

●国民健康保険料の賦課限度額について

中低所得者世帯の負担軽減を図るため、保険料の上限額について、支援分を14万円から16万円に、介護分を12万円から14万円にそれぞれ引き上げます。

●非自発的失業者は保険料が軽減されます

リストラなど会社都合で離職し、国民健康保険に加入している人のうち、「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職日時時点で65歳未満の人は、届出により保険料が軽減されます。

●国民健康保険料の納付は10回です

国民健康保険料は、年度単位（4月～翌年3月）で計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納付していただきます。また、一部の人は、公的年金から納付していただきます。納付方法は6月中旬に発送する納付通知書に記載します。

●納付通知書は世帯主あてに送付します

国民健康保険料は世帯ごとに計算し、納付義務者は世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。

●平成26年度中に後期高齢者医療制度へ移行される世帯主の納付方法について

世帯主が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行する年度の保険料の納付方法については、年金からの天引きは中止し、納付書または口座振替による納付となります。

保険料は期限内に納めましょう

納期を過ぎると督促手数料や延滞金が発生します。詳しくは、納付通知書をご覧ください。また、未納が続くと、有効期限が短い（6か月）被保険者証を交付する場合があります。未納があると限度額適用認定証※の交付や人間ドックの助成が受けられません。
 ※「限度額適用認定証」とは、医療機関の窓口で支払う自己負担分が高額療養費の限度額までになる証明書のことです。

長浜市国保の現状

市民の約25%が国民健康保険の加入者です。年々加入者数は減少していますが、前期高齢者（65歳～74歳）が占める割合は全国平均（約33%）を上回っています。

また、1人あたりの医療費の増加は保険料の引上げにつながることから、将来医療費の削減に向けて、加入者の健康意識の高まり、特定健診の受診率向上につながる取組みを進めています。

1人あたり医療費の推移

